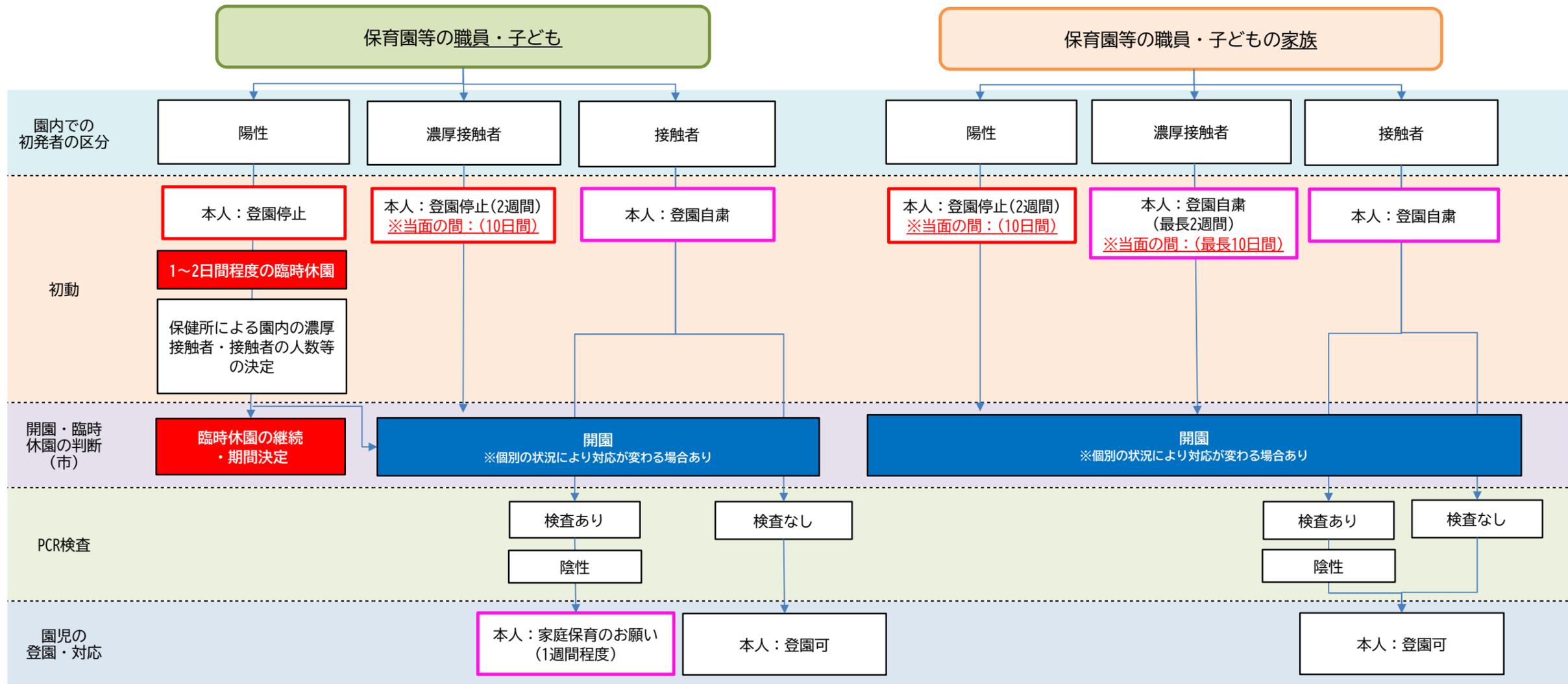


保育園等における新型コロナウイルス感染症発生対応フロー図

R4.1.19  
大村市作成



※市及び県のマニュアルに基づき作成しています。

※臨時休園は、市から該当の園へ要請します（私立幼稚園の場合は県と協議・判断）。臨時休園の期間については、保健所と協議の上決定します。保護者には、休暇取得や親族による子どもの保育の依頼をお願いします。また、臨時休園期間中は、陽性・濃厚接触者・接触者等の区分に関わらず、保育料を日割り計算し減額します。

※保育園等の職員・子どもが濃厚接触者となった場合の登園停止の期間は、厚生労働省の通知に基づき「感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間」とします。その他の濃厚接触者・接触者の登園自粛、家庭保育のお願いの期間については、感染等の状況を見ながら個別に判断します。

対象者	感染状況	園	対象園児	保育料	職員	給付費・給与
保育園等の職員・子ども	陽性	1~2日間程度の臨時休園 +期間延長判断(市)	登園停止	登園停止又は登園自粛 の日数分について、日 割り計算し減額	出勤停止(2週間) ※当面の間(10日間)	園への施設型給付費を 減額せず給付するた め、通常どおり支払い
	濃厚接触者		登園停止(2週間) ※当面の間(10日間)		出勤自粛	
	接触者		登園自粛			
保育園等の職員・子どもの家族	陽性	開園	家庭保育のお願い	通常どおり	出勤可	通常どおり
	濃厚接触者		登園可		出勤可	
	接触者		登園可			
保護者の判断による自主的な登園自粛				通常どおり		

※「濃厚接触者」の定義  
「濃厚接触者」とは、厚生労働省  
が定義する「陽性が確認された方と  
近距離で接触、あるいは長時間接触  
し、感染の可能性が高くなっている  
方」を指し、保健所が指定した方を  
言います。  
また、「濃厚接触者」の方は、  
PCR検査の結果が陰性となっても、  
保健所の指導により2週間の自宅待  
機及び健康観察が必要ですので、登  
園はできません。